



鉄道用分岐器類の線形

JIS E 1304 : 2001

(2005 確認)

平成 13 年 6 月 27 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、国土交通大臣が改正した日本工業規格である。これによって、JIS E 1304 : 1989は改正され、この規格に置き換えられる。

主務大臣：国土交通大臣 制定：昭和 48.11.1 改正：平成 13.6.27

官報公示：平成 13.7.5

原案作成協力者：鉄道分岐器工業協会

審議部会：日本工業標準調査会 鉄道部会（部会長 石田 義雄）

この規格についての意見又は質問は、国土交通省鉄道局技術企画課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2 丁目 1-3 : TEL. 03-5253-8111(代表)] 又は経済産業省 産業技術環境局標準課 産業基盤標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1 : TEL. 03-3501-1511(代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

鉄道用分岐器類の線形

E 1304:2001

Geometry of turnouts and crossings

1. 適用範囲 この規格は、軌間1 067 mm及び1 435 mmの鉄道用分岐器類の線形(以下、線形という。)のうち片開き分岐器、両開き分岐器、ダイヤモンドクロッシング及び乗越分岐器について規定する。ただし、全国新幹線鉄道整備法に基づく新幹線鉄道用の分岐器類には適用しない。

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。

JIS E 1001 鉄道一線路用語

JIS E 1101 普通レール及び分岐器類用特殊レール

JIS E 1311 鉄道一分岐器類用語

3. 定義 この規格で用いる主な用語の定義は、JIS E 1001及びJIS E 1311によるほか、次による。

- a) 分岐器類の線形 この規格において、線形図、スラックの付け方及びスケルトンの総称。
- b) スラック縮小形 基準線のスラックを縮小し、ポイント前端のスラックをトングレール全長で遮減した構造。
- c) 関節可動K字クロッシング 可動レール後端部の関節を中心に回転させて、転換する構造の可動K字クロッシング。
- d) 弹性可動K字クロッシング 弾性部を設けた可動レールをたわませて、転換する構造の可動K字クロッシング。

4. 種類 この規格で規定する線形の種類は、表1による。

5. 記号 この規格に用いる主な記号は、次による。

- a) 線形図及びスラックの付け方の記号は、表2による。
- b) スケルトンの記号は、表3による。
- c) 表示事項の記号は、表4による。

6. 表示 線形の種類を記号で表示する場合は、表4に示す記号を用いて表す。

例1. 軌間1 067 mm、入射角なし曲線トングレール使用の、50 kgNレール用8番片開き左分岐器の場合。

